

予防短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表

<予防空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)						サービス合計 × 1,055 (地域区分調整)	介護保険負担 限度額段階	居住費 (日)	食費 (日)	テレビ代 (日)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)	
	基本 サービス費 (日)	機能 訓練加算 (日)	サービス提供 体制加算 II (日)	介護職員処遇 改善加算(I)	特定処遇 改善加算(II)	ベースアップ等 支援加算							
要支援 1	446	12	18	所定単位数	所定単位数	所定単位数	654	第1段階	320	300	110	2,184	
								第2段階	820	600			3,074
								第3段階①	1,310	1,000			
								第3段階②	1,310	1,300			
								第4段階	2,006	1,800			
要支援 2	555	12	18	× 加算率 8.3%	× 加算率 2.3%	× 加算率 1.6%	804	第1段階	320	300	110	2,334	
								第2段階	820	600			3,224
								第3段階①	1,310	1,000			
								第3段階②	1,310	1,300			
								第4段階	2,006	1,800			

※平成30年4月1日より水戸市は地域区分5級地に該当しています。

\* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算します。

※介護職員処遇改善加算 I … 所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算 I … 所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算… 所定単位数×加算率1.6%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。個別機能訓練加算(56円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)

※その他費用

\* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

\* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

\* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

\* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

予防短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表

<予防空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)						サービス合計 × 1,055 (地域区分調整)	介護保険負担 限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本 サービス費 (円)	機能 訓練加算 (円)	サービス提供 体制加算 II (円)	介護職員処遇 改善加算(I)	特定処遇 改善加算(II)	ベースアップ等 支援加算						
要支援 1	446	12	18	所定単位数	所定単位数	所定単位数	1,308	第1段階	0	0	110	
								第2段階	0	0		0
								第3段階①	0	0		0
								第3段階②	0	0		0
								第4段階	2,006	1,800		5,224
要支援 2	555	12	18	× 加算率 8.3%	× 加算率 2.3%	× 加算率 1.6%	1,608	第1段階	0	0	110	
								第2段階	0	0		0
								第3段階①	0	0		0
								第3段階②	0	0		0
								第4段階	2,006	1,800		5,524

※平成30年4月1日より水戸市は地域区分5級地に該当しています。

\* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算します。

※介護職員処遇改善加算I…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算I…所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6% \* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。 食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。  
※状況により次の加算が追加される場合があります。個別機能訓練加算(56円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)

※その他費用

\* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

\* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

\* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

\* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

予防短期生活入所介護 もみじ館 利用料金表 <予防空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)						サービス合計 × 1,055 (地域区分調整)	介護保険負担 限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本 サービス費 (円)	機能 訓練加算 (円)	サービス提 供体制加算 II (円)	介護職員処遇 改善加算(I)	特定処遇 改善加算(II)	ベースアップ等 支援加算						
要支援 1	446	12	18	所定単 位数	所定単 位数	所定単 位数	1,963	第1段階	0	0	110	
								第2段階	0	0		0
								第3段階①	0	0		0
								第3段階②	0	0		0
								第4段階	2,006	1,800		5,879
要支援 2	555	12	18	× 加算率 8.3%	× 加算率 2.3%	× 加算率 1.6%	2,411	第1段階	0	0	110	
								第2段階	0	0		0
								第3段階①	0	0		0
								第3段階②	0	0		0
								第4段階	2,006	1,800		6,327

※平成30年4月1日より水戸市は地域区分5級地に該当しています。

\* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算します。

※介護職員処遇改善加算 I …所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算 I …所定単位数×加算率2.7% ※ベースアップ等支援加算…所定単位数×加算率1.6%

\* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食680円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。個別機能訓練加算(56円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)

※その他費用

\* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

\* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

\* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

\* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

\* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。